「身近で学ぶ著作権」研修 実施までの流れ

研修実施の希望がある場合については、下記の流れでご連絡ください。

■開催希望日の２か月前まで
- 県環境生活部県民文化局文化伝承課担当に、電話にて開催の希望を連絡する。
- 開催の日程・内容等について相談・調整を行う。

■開催希望日の１か月前まで
- 県環境生活部県民文化局文化伝承課長あてに、担当者の派遣申請書（様式任意、記入例参照）を下記の流れで提出する。

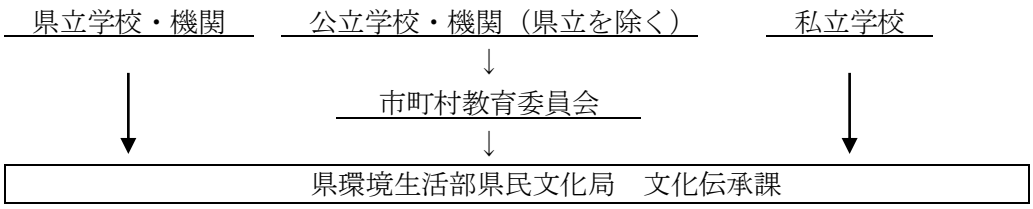

- 当日配付する資料、事前調査資料等について担当と打ち合わせを行う。

■研修の実施

申請書記入例

令和　年　　月　　日

岐阜県環境生活部県民文化局
　文化伝承課長　様

○○○○○（申請機関名）
○○○○○（代表者氏名）

著作権担当職員派遣申請書

下記により、○○○○○○（研修名）　を実施しますので、担当職員の派遣を申請します。

記

１　日　時　　令和○年○月○日（　）　○○：○○～○○：○○
２　内　容　　（例）「学校教育と著作権」に関する研修
　　①著作権制度の概要　　②ケーススタディ
３　会　場　　○○市立○○学校　大会議室
　　（○○市○○町　○○○－○○）
４　予定人数　　△△人
５　その他

担当者　○○○○
連絡先　TEL
　　FAX
　　e-mail